入　札　説　明　書

大阪広域環境施設組合公告第 11 号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　公告日

令和８年 10 月 16 日（金）

2　担　当

〒545-0052

大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番１号　あべのルシアス 12 階

大阪広域環境施設組合総務部経理課 電話 06-6630-3349

3　入札に付する事項

（１）　売払物品

売払物品名	数量
廃車両・廃材等（舞洲工場）	一式

下見場所	保管場所	下見日時
舞洲工場	大阪市此花区北港白津１－２－48	令和８年 11 月９日（月）午後１時から２時まで

（２）　引取期限

令和８年 12 月 28 日（月）

（３）　引取場所

上記下見場所のとおり

（４）　引取方法

別紙売払仕様書のとおり

（５）　入札方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。

4　入札参加申出

（１）　入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、本組合の入札参加資格の審査を受けなければならない

ア　「一般競争入札参加申出書（誓約書兼）」（本組合交付）

イ　大阪広域環境施設組合の発行する令和７・８・９年度物品売払入札参加承認証の写し

（２）　受付時間

公告の日から令和８年 11 月５日（木）までの本組合の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（午後０時 15 分から午後１時までを除く。）

（３）　受付場所

２に同じ

（４）　入札参加申出の提出書類は受付期間までに受付場所に持参し提出しなければならない。

なお、当該書類に関し、本組合より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（５）　入札参加申出の提出書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

（６）　提出された資格審査資料は提出者に無断で他に使用しない。

５　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本組合の入札参加審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　入札参加申出時において、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

（３）　入札参加申出時において、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

（４）　入札参加申出時までに、大阪広域環境施設組合に対し売払入札参加の申請を行い、承認証の交付を受けていること。

６　契約条項を示す場所

公告の日から本組合ホームページに掲載する。

７　入札執行の日時及び場所

（１）　入札執行の日時

令和８年 11 月 12 日（木）午前 10 時※入札室は約 30 分前より開場

（２）　入札執行場所

あべのルシアス 11 階

大阪広域環境施設組合入札室

８　入札方法

（１）　入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行われなければならない。

（２）　落札決定にあたって、物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。

（３）　入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は、撤回をすることはできない。

（４）　再度入札を行う場合があるので、入札者若しくはその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

9　保証金

（１）入札保証金

免除

（２）契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

10　次の場合に該当する入札は無効となる

（１）大阪広域環境施設組合契約規則（平成 26 年規則第 7 号）第 27 条第 1 項の規定に該当する入札

（２）５に定める入札参加資格を有しない者がした入札

（３）再度入札（２回目以降の入札）の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札

（４）入札参加申出の提出書類又は資料に虚偽の記載をした者の入札

（５）物品買受申込書に主管立会者の確認印のない入札

11　落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出しなかった場合は、次順位のものを落札者とする。

12　その他

（１）契約書作成の要否

要

（２）関連情報の照会窓口

２に同じ

（３）上記によるもののほか、この一般競争を行う場合において了知し遵守すべき事項は、大阪広域環境施設組合契約規則による。

（４）契約締結までに落札者が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

（５）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

（６）入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも、入札に要した費用は申請者の負担とする。

13　売払物品に関する照会先

舞洲工場　　電話 06-6463-4153